

介護老人保健施設つねずみ入所利用契約書

最終更新 令和5年4月1日

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設つねずみ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本契約の目的とします。

(利用期間)

第2条

- (1) 本契約は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- (2) 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、及び重要事項説明書の改定が行なわれない限り初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができなくなった場合

(利用料金)

第5条

- (1) 利用者、扶養者及びこれらの者と世帯を別にする親族等関係者（別紙利用同意書に署名押印した者）は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- (2) 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに送付し、利用者及び扶養者等は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- (3) 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条

- (1) 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス完結から2年間は保管します。
- (2) 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条

- (1) 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する情報は、個人情報保護法に基づき「個人情報の利用目的」を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、法令上、次の各号については、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡照会等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター、介護予防支援事業所を含む）等との連携
 - ③ 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等
- (2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条

- (1) 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- (2) 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- (3) 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条

- (1) サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- (3) 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての、要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、施設備付けの用紙又は施設管理者宛ての文書等で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

外部の苦情窓口は、以下3か所となります。

- ①介護老人保健施設つねずみ 事務長 馬上(もうえ) (029-247-6250 平日8:30~17:00)
- ②水戸市介護保険課 (029-297-1018 平日9:00~17:00)
- ③茨城県国民健康保険団体連合会 (029-301-1550 平日9:00~17:00)

(賠償責任)

第12条

- (1) 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者及び世帯を別にする連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。その限度額は50万円とします。
- (3) 当施設において利用者以外の方が、自己の責に帰すべき事由によってけが等をされた場合、当施設は責任を負いかねます。

(事業継続計画)

第13条

- (1) 施設が避難する場合の対応について、施設が避難する場合は、避難先を事前に決定し利用者及び家族に避難先をお知らせします。薬剤等の規制品について、避難前に確認し、必要に応じて手続きを行います。
- (2) 先での生活や医療サービスの提供について、避難先での食事や医療サービスの提供については、可能な限り施設内と同等のサービスを提供するように努めます。利用者及び家族の安全確保のため、避難先での生活環境についても十分な配慮を行います。
- (3) 非常時の連絡方法については、利用者及び家族との連絡方法については、事前に確認した情報もとに、避難先から連絡を受け取ろうと思います。医療機関や地域の支援機関との連絡方法については、可能な限り対応するようにします。
- (4) 施設内での災害対応体制及び防災訓練については、定期的を実施し、利用者及び家族にも参加していただきます。適切な対応を行うようにします。

(反社会勢力に関する拒否規定)

第14条

- (1) 施設との関係において、利用者が反社会的勢力に広がっていることが判明した場合、施設は適切な措置を講じることができます。
- (2) 利用者が、自らまたは第三者を利用して、反社会的勢力に対して不当な要求をするなど、反社会的勢力に協力する行為を行った場合、施設は利用者に対して適切な遵守を遵守することができます。
- (3) 利用者が、施設や関係者に対して暴力的な行為、脅迫行為、嫌がらせ行為などを行った場合、施設は適切な措置を講じることができます。
- (4) 施設は、反社会的勢力との関係がないことを利用者に対して確認することができます。また、利用者が反社会的勢力との関わりがあると判断された場合、必要な調査を行うことができます。
- (5) 利用者は、自身が反社会的勢力に譲渡していないことを施設に対して申告する義務があります。提出することができます。
- (6) 施設は、反社会的勢力との関係にある業者や個人との取引を行わないことを約束します。

(カスタマーハラスメントの禁止に関する規定)

第15条

- (1) 利用者は、施設の従業員に対して、暴言・暴力、脅迫、嫌がらせ、中傷などのカスタマーハラスメントを行わないことを約束します。
- (2) 利用者が、上記のような行為を行った場合、施設は適切な措置を講じることができます。
- (3) 利用者は、自身がカスタマーハラスメントを受けた場合、施設に対して迅速に報告することが求められます。

(感染症対策に関する対策)

第16条

- (1) 利用者は、施設において感染症が発生した場合、施設の指示に従って適切な行動を取る事を約束します。
- (2) 利用者は、施設において、感染症予防のための手指消毒、マスクの着用、咳エチケットなどの対策に協力することを約束します。
- (3) 利用者は、自身が感染症に罹患した場合、施設に急いで報告し、医師の診察を受けることを求められます。
- (4) 施設は、利用者が感染症に罹患した場合、適切な措置を講じることができます。また、感染症予防のために必要な措置を施設の判断で実施することができます。

(利用契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

令和 年 月 日

【利用者】

住所

氏名

印

【扶養者・代理人】

住所

氏名

印

【連帯保証人】

住所

氏名

印

【事業者】

住所

茨城県水戸市千波町212

名称

医療法人社団 相川会

管理者

理事長 黒木 奈月



重要事項説明書（介護老人保健施設つねずみ）

最終更新 令和5年3月6日

利用者に対する施設介護サービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は、下記の通りです。

1. 事業者の概要

- ・事業者名 医療法人 社団 相川会
- ・主な事業者の所在地 茨城県水戸市千波町 212 番地
- ・法人の種類 医療法人
- ・代表者名 理事長 黒木 奈月
- ・電話番号 029-243-2311
- ・FAX番号 029-241-4504

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 つねずみ
- ・開設年月日 平成8年12月19日
- ・所在地 茨城県水戸市大場町 2-14
- ・管理者名 施設長 池田 成昭
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（0850180043 号）
- ・電話番号 029-247-6250
- ・FAX番号 029-246-1789

(2) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	(夜間)	業務内容
・医 師	1	1		病状に対する処置、処方など
・看護職員	6	1		医師の指示に基づいた処置など
・薬剤師		1		
・介護職員	12	3	(2)	入浴介助、食事介助、排泄介助など
・支援相談員	1			施設での生活全般に対する相談など
・理学療法士	1	3		リハビリ業務全般など
・作業療法士				
・言語聴覚士				
・管理栄養士				献立作りや栄養管理、調理指導など
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成など
・事務職員	3			事務処理全般など
・その他				

- (3) 入所定員等
 - ・定員 80 名（うち認知症専門 40 名）
 - ・療養室（個室 8 室）、（2 人室 8 室）、（4 人室 14 室）
- (4) 通所定員
 - ・40 名（2 単位）

3. 施設の目的と運営方針

(1) 目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(2) 運営方針

個々の意思及び人格を尊重し、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、居宅における生活への復帰をめざします。又、入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

4. サービス内容

入所サービス内容は、次のとおりです。

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人、扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画内容については同意を頂くようになります。

(1) 医療（医学的管理・看護）

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。内服薬は、原則として看護師が管理します。

(2) 介護

施設サービス計画を立案し、本計画に基づいて実施します。

(3) 栄養管理

栄養ケア計画書を立案し、心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

(4) 機能訓練

リハビリテーション実施計画書を立案し、機能訓練を実施します。原則としてリハビリテーション室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

(5) 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

・食事

朝食 8時00分～8時30分

昼食 12時00分～12時30分

夕食 18時00分～18時30分

*食事は原則として食堂でおとりいただきますが、場所と時間は選択できます。

*利用者の状況に応じた食事提供ができます。

*特別な食事の提供には、別途料金が必要となります。

*毎食後、口腔ケアを行っております。

・入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

・理美容

月2回、理美容サービスを実施します。ただし、別途料金が必要となります。

(6) 相談援助サービス

- ・日常生活での困り事
- ・退所後の生活についての相談
- ・家族内の困り事など

(7) 行政手続代行

- ・介護保険更新、介護保険区分変更申請代行
- ・負担限度額申請代行
- ・身体障害者申請代行など

(8) 他機関との連携（後記「8.協力医療機関等」をご参照ください。）

当施設では、病院、歯科に協力いただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

また、当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

5. 利用料金

入所サービスの利用料金の概要は、次のとおりです。

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担の方の自己負担分です）

① 個室	② 多床室
・要介護1 714円	・要介護1 788円
・要介護2 759円	・要介護2 836円
・要介護3 821円	・要介護3 898円

- ・要介護 4 874 円
- ・要介護 5 925 円
- ・要介護 4 949 円
- ・要介護 5 1003 円

*ただし、入所後 30 日間に限って、1 日あたり 30 円加算されます。

*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて 362 円となります。

*認知症ケア加算として、1 日あたり 76 円加算されます。

*夜勤体制加算として、1 日あたり 24 円加算されます。

*短期集中リハビリテーション加算として、1 日あたり 240 円（3 ヶ月を限度）加算されます。

*サービス提供体制強化加算として、(Ⅱ) 18 円 (Ⅲ) 6 円のいずれかが加算されます。

*栄養マネジメント加算として 1 日あたり 11 円加算されます。

*口腔衛生管理加算 (Ⅰ) 月 90 円、(Ⅱ) 月 110 円

*所定疾患施設療養費 1 日あたり (Ⅰ) 239 円

*処遇改善加算 I として基本料 1 割分×1.6%加算されます。

(2) その他の料金

① 食費 / 1 日 1,392 円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費 (療養室の利用費) / 1 日

- ・従来型個室 2,320 円
- ・2 人室 1,320 円
- ・多床室 377 円

(ただし、滞在費について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

*上記①「食費」及び②「滞在費」において、介護保険負担限度額認定証（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙料金表をご覧ください。

③ 理美容代 2,500 円 / 1 回

④ その他 (利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等) は、別紙料金表をご覧ください。

(3) 支払い方法

・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 15 日までににお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、窓口現金、銀行振込、銀行口座引落の 3 方法があります。

入所契約時にお選びください。

6. 施設利用に当たっての留意事項

・介護保険証の確認

ご利用の申込みにあたり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

・面会時間 (8 時 30 分～19 時まで)

面会時間を守り、窓口のノートに必要事項を記載して下さい

- ・外出、外泊

外出、外泊の際には必ず行き先と期間を前日までに届出用紙に記入し、サービスステーションに提出して下さい。

外出、外泊の際は付き添いの方が必要となります。
- ・飲酒、喫煙

飲酒、喫煙は出来ません。
- ・設備、備品の利用

施設内の居室や設備、器具を破損した場合、修理又は弁償していただく場合があります。
- ・所持品等の持ち込み

持ち物には、油性のマジックでわかりやすくお名前を記入して下さい。又、記入する際、布に記入して、縫いつけても結構です。

車いす等は、施設に用意してある物もありますが、個人の物を持ち込む場合はご相談下さい。
- ・金銭、貴重品の持ち込み

施設への金銭・貴重品の持ち込みは、ご遠慮下さい。無断で持ち込んで、万一紛失した場合等、責任は負いかねます。
- ・外泊時等の施設外での受診

外出、外泊時も治療等は入所中の施設の管理となります。

一般の医療機関の受診には施設からの依頼状が必要です。
- ・営利行為、宗教活動、特定の政治活動

多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、営利行為、宗教活動、特定の政治活動は禁止します。
- ・ペットの持ち込み

施設内のペットの持ち込みはお断りします。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

8. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- | | | |
|-----------|------|-------------------|
| ・協力医療機関 | ・名 称 | みと南ヶ丘病院 |
| | ・住 所 | 茨城県水戸市元吉田町 1057-1 |
| ・協力歯科医療機関 | ・名 称 | 神田歯科医院 |
| | ・住 所 | 茨城県水戸市元吉田町 94-5 |

- ・緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 苦情対応

当施設では苦情に関して、次のように定めております。

利用者の苦情の窓口は支援相談員となります。直接お申し付けください。

外部の苦情窓口は、以下2か所となります。

①介護老人保健施設つねずみ 事務長 馬上 (029-247-6250 平日 8:30~17:30)

②水戸市介護保険課 (029-297-1018 平日 9:00~17:00)

③茨城県国民健康保険団体連合会 (029-301-1550 平日 9:00~17:00)

苦情に関しては施設内で協議をして回答いたします。内容に応じて必要な改善を行ないます。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。